

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 条 例

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	(同)	一
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	二
○行政手続条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	三三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三四
○個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県政情報公開室)	三四
○情報公開条例の一部を改正する条例	(同)	三四
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三四
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三五
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三五
○地域医療介護総合確保基金条例	(医療整備課)	三六
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(医療整備課等)	三六
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	(長寿社会政策課)	三七
○母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	三八

## 条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第七十四号

#### 行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「新田東五丁目まで」の下に「、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目」を、「中野」の下に「、中野二丁目から中野五丁目まで」を加え、「、町前一丁目」及び「、宮内一丁目」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第七十五号

#### 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)  
第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百四十」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)  
第三条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第四条 県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改

正する。

第二条第五項中「百分の百四十」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新特別職給与等条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「新教育長給与等条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新特別職給与等条例又は新教育長給与等条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例又は第三条の規定による改正前の県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づいて支給された期末手当は、それぞれ新特別職給与等条例又は新教育長給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「四十一万九百円」を「四十一万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三百円」に改める。

第十一条の八第二項中「二万三千円」を「三万円」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改める。

附則第三十二項中「百分の〇・四七二五」を「百分の〇・五〇七五」に、「百分の〇・六二二五」を「百分の〇・六四七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改める。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。

## 別表第一（第四条関係）

## 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000	
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	

	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600			
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200			
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000			
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800			
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600			
再任 用職 員以 外の 職員	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200			
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600				
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200				
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800				
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100				
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700				
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400				
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900				
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400				
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100				
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800				
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500				
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000				
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700				
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400				
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100				
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600				
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100					
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800					
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500					
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000					
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700					
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400					
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100					

85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600						
86	241,000	295,900	344,000	383,900							
87	241,700	296,200	344,500	384,500							
88	242,400	296,600	344,900	385,100							
89	243,100	296,900	345,200	385,800							
90	243,600	297,300	345,600	386,400							
91	244,100	297,700	346,100	387,000							
92	244,600	298,100	346,500	387,600							
93	244,900	298,200	346,700	388,300							
94		298,500	347,100								
95		298,900	347,600								
96		299,300	348,000								
97		299,500	348,100								
98		299,800	348,600								
99		300,200	349,100								
100		300,600	349,400								
101		300,800	349,700								
102		301,100	350,100								
103		301,500	350,500								
104		301,800	350,900								
105		302,000	351,400								
106		302,300	351,800								
107		302,700	352,200								
108		303,000	352,600								
109		303,200	353,100								
110		303,600	353,500								
111		304,000	353,900								
112		304,300	354,200								
113		304,400	354,700								
114		304,700									
115		305,000									
116		305,400									
117		305,600									
118		305,800									
119		306,100									
120		306,400									
121		306,800									
122		307,000									
123		307,300									
124		307,600									
125		308,000									
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

## 別表第二（第四条関係）

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
	37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
	38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
	39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
	40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
	41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
	42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
	43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
	44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600

	45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
	46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
	47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
	48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
	49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
	50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
	51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
	52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
	53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
	54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
	55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
	56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
	57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
	58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
	59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
	60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
	61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
	62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800		
	63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300		
	64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900		
	65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400		
	66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
	67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
	68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
	69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
	70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
再任 用職 員以 外の 職員	71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
	72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
	73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
	74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
	75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
	76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
	77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
	78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
	79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			
	80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			
	81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200			
	82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
	83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
	84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
	85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
	86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600				
	87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200				
	88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700				
	89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300				
	90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900				
	91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500				
	92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100				
	93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700				
	94	304,100	328,300	355,200	389,500	424,300				
	95	305,400	329,700	356,700	390,100	424,900				
	96	306,700	331,100	358,200	390,600	425,500				
	97	307,800	332,300	359,600	391,000	426,100				

	98	309,000	333,600	360,800	391,400					
	99	310,200	334,900	361,900	392,000					
	100	311,400	336,200	363,100	392,500					
	101	312,600	337,600	364,300	392,900					
	102	313,700	338,600	365,400	393,400					
	103	314,800	339,800	366,500	394,000					
	104	315,900	341,000	367,700	394,500					
	105	316,700	342,100	368,900	394,800					
	106	317,300	343,200	369,500	395,300					
	107	317,900	344,300	370,100	395,800					
	108	318,600	345,400	370,700	396,100					
	109	319,100	346,600	371,300	396,400					
	110	319,600	347,600	371,800	396,900					
	111	320,200	348,600	372,400	397,400					
	112	320,800	349,600	372,900	397,900					
	113	321,600	350,500	373,300	398,200					
	114	322,300	351,400	373,700	398,700					
	115	323,000	352,400	374,300	399,200					
	116	323,800	353,400	374,800	399,700					
	117	324,400	354,500	375,200	400,100					
	118	325,200	355,000	375,700	400,600					
	119	326,000	355,600	376,300	401,100					
	120	326,800	356,200	376,800	401,600					
	121	327,400	356,600	376,900	402,000					
	122	327,800	357,000	377,500	402,500					
	123	328,300	357,500	378,100	403,000					
	124	328,800	357,900	378,500	403,500					
	125	329,100	358,300	379,000	403,900					
	126		358,700	379,500	404,400					
	127		359,200	380,000	404,900					
	128		359,600	380,500	405,400					
	129		360,000	380,800	405,800					
	130		360,400	381,300						
	131		360,800	381,800						
	132		361,200	382,300						
	133		361,400	382,600						
	134		361,900	383,100						
	135		362,400	383,500						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官に適用する。



## 別表第三（第四条関係）

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	

	41	225,600	287,900	356,200	410,700
	42	227,400	290,500	358,300	412,100
	43	229,200	293,000	360,400	413,500
	44	230,900	295,500	362,500	415,100
	45	232,700	297,800	364,600	416,700
	46	234,400	300,400	366,700	418,000
	47	236,100	303,000	368,700	419,600
	48	237,800	305,700	370,800	421,200
	49	239,400	308,200	372,600	422,900
	50	241,100	310,700	374,500	424,300
	51	242,800	313,200	376,500	425,900
	52	244,500	315,700	378,500	427,500
	53	245,900	318,100	380,500	429,200
	54	247,500	320,300	382,300	430,700
	55	249,100	322,500	384,100	432,300
	56	250,800	324,700	385,900	433,900
	57	252,300	327,000	387,400	435,400
	58	253,800	329,200	389,100	436,900
	59	255,400	331,400	390,800	438,300
	60	257,000	333,500	392,500	439,800
	61	258,500	335,700	393,800	441,400
	62	260,100	337,900	395,200	442,900
	63	261,700	340,100	396,600	444,400
	64	263,200	342,300	397,900	445,900
	65	264,700	344,300	399,300	447,600
	66	266,400	346,500	400,600	449,100
	67	268,000	348,700	402,000	450,600
	68	269,700	350,900	403,400	452,200
	69	271,200	352,900	404,800	453,800
	70	272,700	355,000	406,100	455,300
	71	274,200	357,100	407,500	456,900
	72	275,700	359,200	408,900	458,500
	73	276,900	361,000	410,200	460,000
	74	278,300	362,900	411,600	461,000
再任	75	279,700	364,900	413,000	462,000
用職	76	281,100	366,800	414,400	462,800
員以	77	282,500	368,800	415,600	463,600
外の	78	283,700	370,500	416,900	
職員	79	284,900	372,200	418,200	
	80	286,100	373,900	419,600	
	81	287,400	375,400	420,900	
	82	288,600	376,900	422,200	
	83	289,800	378,400	423,400	
	84	291,000	379,900	424,700	
	85	292,200	381,000	425,900	
	86	293,400	382,400	427,100	
	87	294,600	383,800	428,300	
	88	295,800	385,200	429,400	

89	297,000	386,500	430,500
90	298,200	387,800	431,500
91	299,400	389,100	432,500
92	300,600	390,400	433,500
93	301,400	391,700	434,500
94	302,500	392,900	435,600
95	303,700	394,200	436,600
96	304,900	395,500	437,700
97	305,900	396,900	438,600
98	307,000	397,900	439,300
99	308,100	399,000	440,100
100	309,200	400,100	440,700
101	310,100	401,000	441,500
102	311,200	402,000	442,100
103	312,300	403,100	442,700
104	313,400	404,200	443,300
105	314,000	404,900	443,800
106	314,900	405,900	444,400
107	315,700	406,900	445,000
108	316,500	407,900	445,600
109	317,400	408,700	446,200
110	317,800	409,600	
111	318,300	410,500	
112	318,800	411,300	
113	319,400	411,900	
114	319,800	412,600	
115	320,300	413,300	
116	320,800	414,000	
117	321,400	414,700	
118	321,900	415,500	
119	322,400	416,100	
120	322,900	416,900	
121	323,400	417,500	
122	323,800	417,900	
123	324,300	418,400	
124	324,800	418,700	
125	325,400	419,100	
126	325,700	419,600	
127	326,000	420,100	
128	326,300	420,600	
129	326,600	421,000	
130	326,900	421,500	
131	327,200	422,000	
132	327,500	422,500	
133	327,700	422,900	
134	327,900	423,400	
135	328,100	423,900	
136	328,400	424,400	

137	328,700	424,800			
138	328,900	425,300			
139	329,200	425,800			
140	329,500	426,300			
141	329,700	426,700			
142	329,900	427,200			
143	330,200	427,700			
144	330,400	428,200			
145	330,700	428,600			
146	330,900	429,100			
147	331,200	429,600			
148	331,500	430,100			
149	331,700	430,500			
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	459,800
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	460,700
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	461,600

	41	224,600	257,400	355,000	378,800	462,500
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	
	53	244,900	287,900	375,200	396,800	
	54	246,600	290,500	376,700	398,100	
	55	248,200	293,000	378,200	399,200	
	56	249,900	295,500	379,700	400,400	
	57	251,300	297,800	381,200	401,900	
	58	252,800	300,400	382,600	403,100	
	59	254,300	303,000	384,000	404,400	
	60	255,800	305,700	385,400	405,700	
	61	257,300	308,200	386,300	407,000	
	62	258,800	310,700	387,500	408,000	
	63	260,300	313,200	388,700	409,400	
	64	261,700	315,700	389,900	410,800	
	65	263,000	318,100	391,000	412,000	
	66	264,600	320,300	392,200	413,100	
	67	266,200	322,500	393,200	414,300	
	68	267,700	324,700	394,300	415,500	
	69	269,400	327,000	395,500	416,500	
	70	270,900	329,200	396,500	417,700	
	71	272,400	331,400	397,600	418,900	
	72	273,900	333,500	398,800	420,100	
	73	275,100	335,700	399,900	420,900	
	74	276,400	337,900	401,000	421,700	
	75	277,700	340,100	402,100	422,500	
	76	279,000	342,300	403,200	423,300	
	77	280,400	344,200	404,100	423,900	
	78	281,600	346,100	405,100	424,700	
再任	79	282,800	348,000	406,100	425,400	
用職	80	284,000	349,900	407,100	426,100	
員以	81	285,300	351,700	407,900	426,900	
外の	82	286,400	353,500	408,700	427,500	
職員	83	287,600	355,300	409,500	428,000	
	84	288,800	357,100	410,300	428,700	
	85	289,800	358,500	411,000	429,400	
	86	290,800	360,200	411,800	429,900	
	87	291,800	361,900	412,500	430,500	
	88	292,800	363,500	413,200	431,200	

89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		
131		403,900		
132		404,500		
133		404,800		
134		405,400		
135		406,000		
136		406,400		

137			406,800			
138			407,400			
139			408,000			
140			408,600			
141			409,000			
142			409,600			
143			410,200			
144			410,800			
145			411,200			
146			411,800			
147			412,400			
148			413,000			
149			413,400			
150			414,000			
151			414,600			
152			415,200			
153			415,600			
154			416,200			
155			416,800			
156			417,400			
157			417,800			
158			418,400			
159			419,000			
160			419,600			
161			420,000			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



別表第四（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800

	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
再任	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
用職	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
員以	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
外の	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
職員	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		
	80	271,800	328,900	397,900		
	81	273,200	330,000	398,500		

82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			
92	286,700	336,200			
93	287,800	336,500			
94	288,800	336,900			
95	289,800	337,400			
96	290,800	337,900			
97	291,400	338,500			
98	292,300	339,000			
99	293,200	339,500			
100	294,100	340,000			
101	295,000	340,500			
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,300			
121	303,600	349,700			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五（第四条関係）

## 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100

再任 用職 員以 外の 職員	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300	
56	384,300	458,400	510,300	561,200	
57	385,300	459,600	511,300	562,100	
58	386,200	460,600	512,100	563,000	
59	387,000	461,600	512,900	563,900	
60	387,900	462,600	513,700	564,600	
61	388,700	463,400	514,600	565,500	
62	389,200	464,100	515,400	566,400	
63	389,700	464,800	516,300	567,300	
64	390,200	465,500	517,100	568,200	
65	390,500	466,200	518,000	569,100	
66		466,900	518,900		
67		467,600	519,600		
68		468,300	520,500		
69		468,800	521,400		
70		469,500	522,200		
71		470,200	523,100		
72		470,900	524,000		

73			471,300	524,800	
74			471,900	525,700	
75			472,600	526,600	
76			473,300	527,300	
77			473,700	528,100	
78			474,300	529,000	
79			474,900	529,900	
80			475,400	530,800	
81			476,000	531,600	
82			476,500	532,500	
83			477,000	533,400	
84			477,500	534,300	
85			477,900	535,100	
86			478,500	536,000	
87			478,900	536,900	
88			479,400	537,800	
89			479,900	538,600	
90			480,500		
91			481,100		
92			481,500		
93			482,000		
94			482,600		
95			483,200		
96			483,800		
97			484,300		
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	322,100	367,500
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	324,400	370,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	326,700	372,700
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	329,000	375,300
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	331,300	377,500
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	333,400	380,000
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	335,600	382,500
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	337,800	385,000
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	340,000	387,600
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	342,200	390,300
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	344,400	393,000
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	346,600	395,700
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	348,600	398,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	350,700	400,500
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	352,800	402,800
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	354,900	405,200
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	356,800	407,100
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	358,800	409,100
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	360,800	411,000
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	362,700	412,900
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	364,800	414,800
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	366,700	416,600
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	368,700	418,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	370,700	420,500
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	372,700	422,300
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	374,700	423,800
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	376,700	425,400
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	378,700	427,000

	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	380,300	428,600
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	382,100	429,900
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	383,900	431,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	385,600	432,500
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	387,400	433,700
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	388,800	435,000
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	390,400	436,300
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	392,000	437,500
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	393,500	438,700
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	394,700	439,500
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	395,900	440,300
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	397,100	441,100
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	398,200	441,700
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	399,400	442,400
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	400,600	443,100
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	401,800	443,800
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	402,500	444,600
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	403,200	445,400
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	403,900	446,100
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	404,600	446,900
	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	405,200	447,500
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	405,900	448,200
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	406,600	449,000
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	407,300	449,800
	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	408,000	450,400
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	408,700	451,200
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	409,400	452,000
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	410,000	452,600
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	410,600	453,200
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	411,200	454,000
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	411,800	454,800
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	412,400	455,600
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	412,900	456,200
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	413,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	414,200	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	414,800	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員



65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	415,100
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200	415,700
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900	416,400
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500	416,900
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000	417,400
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500	418,100
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000	418,800
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500	419,500
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100	420,000
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600	420,700
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200	421,400
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800	422,100
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300	422,600
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800	
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400	
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000	
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500	
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100	
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900		
87		293,200	329,800	351,200		
88		293,400	330,200	351,500		
89		293,800	330,600	351,900		
90		294,000	331,000	352,200		
91		294,200	331,400	352,600		
92		294,400	331,800	352,900		
93		294,800	332,200	353,300		
94		295,000	332,400	353,600		
95		295,200	332,800	354,000		
96		295,500	333,100	354,300		
97		295,900	333,300	354,600		
98		296,200	333,600	355,000		
99		296,500	333,900	355,400		
100		296,800	334,200	355,800		

	101		297,100	334,400	356,300			
	102		297,300	334,700	356,700			
	103		297,600	335,100	357,100			
	104		297,900	335,300	357,500			
	105		298,200	335,400	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	319,100	361,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900

	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
	42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500
	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
再任	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
用職	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
員以							

外の 職員	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
	94	284,800	319,000	353,100	371,400	
	95	285,800	319,700	353,800	371,900	
	96	286,800	320,300	354,400	372,200	
	97	287,700	321,000	354,800	372,800	
	98	288,500	321,300	355,200	373,300	
	99	289,300	322,000	355,700	373,800	
	100	290,200	322,700	356,100	374,300	
	101	291,000	323,100	356,600	374,900	
	102	291,800	323,700	357,000	375,400	
	103	292,600	324,300	357,500	375,900	
	104	293,400	324,900	357,900	376,300	
	105	294,100	325,300	358,200	376,900	
	106	294,600	325,800	358,700	377,400	
	107	295,100	326,300	359,200	377,900	
	108	295,600	326,800	359,500	378,400	
	109	295,800	327,200	360,000	379,000	
	110	296,200	327,600	360,500	379,500	
	111	296,400	327,900	361,000	380,000	
	112	296,800	328,300	361,500	380,500	
	113	297,100	328,700	362,000	381,100	
	114	297,300	329,100	362,500		
	115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400			
117	298,300	330,000	363,800			
118	298,600	330,300	364,300			
119	298,900	330,700	364,800			
120	299,300	330,900	365,300			
121	299,600	331,100	365,700			
122	300,000	331,400	366,200			
123	300,400	331,700	366,700			
124	300,800	332,000	367,200			
125	301,000	332,200	367,600			
126	301,200	332,500				
127	301,600	332,900				
128	302,000	333,100				
129	302,200	333,200				
130	302,500	333,600				
131	302,900	334,000				

132	303,300	334,200				
133	303,500	334,500				
134	303,800	334,900				
135	304,200	335,300				
136	304,500	335,700				
137	304,700	336,000				
138	305,000	336,400				
139	305,400	336,800				
140	305,700	337,200				
141	305,900	337,500				
142	306,300	337,900				
143	306,700	338,300				
144	307,000	338,700				
145	307,100	339,000				
146	307,400	339,400				
147	307,700	339,800				
148	308,100	340,200				
149	308,300	340,500				
150	308,500	340,900				
151	308,800	341,300				
152	309,100	341,700				
153	309,500	342,000				
154	309,700					
155	309,900					
156	310,200					
157	310,600					
158	310,900					
159	311,200					
160	311,500					
161	311,900					
162	312,200					
163	312,500					
164	312,800					
165	313,200					
166	313,500					
167	313,800					
168	314,100					
169	314,500					
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十一条の七第二項第二号中「三万三千元」を「四万九千七百円」に、「二万四千五百円」を「三万六千六百円」に改める。

第三条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十」に改める。

第二十一条第二項の表一級地の項、二級地の項及び三級地の項を削り、同表四級地の項中

「四級地」を「宮城県内」に改め、同表に次のように加える。

宮城県外 人事委員会規則で定める額

第二十一条第三項中「四級地の項」を「宮城県内の項」に改める。

附則第三十二項中「百分の〇・五〇七五」を「百分の〇・四九」に、「百分の〇・六四七五」を「百分の〇・六三」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十」に改める。

別表第六中備考以外の部分を次のように改める。

別表第六（第二十一条関係）

地域の区分	地	域
宮城県内	登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡のうち加美町 遠田郡	
宮城県外		人事委員会規則で定める地域

別表第六の備考中「平成十六年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
1	377,000 円
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
1	400,000 円
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
1	332,000 円
2	369,000
3	398,000

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第七条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第四条、第六条、次項から附則第五項まで及び附則第十三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十七年一月一日から、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六項から第十二項までの規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定（第二十条及び附則第三十二項の規定を除く。）、第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）の規定は平成二十六年四月一日から、新給与条例第二十条及び附則第三十二項の規定は同年十二月一日から適用する。

(一部適用日前の異動者の号俸の調整)

3 平成二十六年四月一日（以下「一部適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当に関する特例)

5 一部適用日から平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の支給に関する新給与条例第十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

6 この項から附則第十二項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（職員の給与に関する条例第五条第十一項に規定する再任用職員及び人事委員会規則で定める職員（次号において「再任用職員等」という。）を除く。）をいう。

イ 第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第六に掲げる地域に在勤する職員  
ロ 第三条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において第三条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第二十一条第一項第二号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた公署に在勤する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「四月新給与条例」という。）第二十一条第一項各号に掲げる職員（再任用職員等を除く。）をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であって、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第八項に規定する者につき、四月新給与条例別表第六に規定する宮城県内をその地域の区分（四月新給与条例第二十一条第二項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日（四月新給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分（四月新給与条例第二十一条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、四月新給与条例第二十一条第二項の表宮城県内の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、四月新給与条例第二十一条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

7 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、四月新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

8 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であった者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、四月新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。



平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

9 四月新給与条例第二十一条第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第七十六号）附則第七項又は第八項」と読み替えるものとする。

10 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、四月新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

11 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者その他人事委員会規則で定める者が、一部施行日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、一部施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第七項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、四月新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、附則第七項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

12 附則第七項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における四月新給与条例第二十一条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第七十六号）附則第七項から第十一項まで」とする。

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成七年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 行政指導（第三十条―第三十五条）を 第五章 処分等の求め（第三十七条）に改める。 第六章 届出（第三十六条）を 第六章 届出（第三十八条）」

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同項第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第八号中「かわる」を「関わる」に改める。

第三十三条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十六条を第三十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五节 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと

思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。  
第四章第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと判断するとき、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと判断する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(宮城県条例の一部改正)

2 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第三十三條第三項」を「第三十三條第四項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県条例第七十八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。  
附則第二十九項中「第六十三條第二項」を「第五十條の十第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県条例第七十九号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例(平成八年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第六号ハ中「国」を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第六号への改正規定は、公布の日から施行する。

情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県条例第八十号

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号ロ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県条例第七十八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
附則第五項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十二条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十二号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表十三の三の項中「塩竈市」を「仙台市 塩竈市」に改め、同表十三の五の項中「川崎町」の下に「富谷町」を加え、同表十四の項中「石巻市」の下に「大崎市」を加え、同表中十八の二の項を十八の三の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十八の二 水道法（昭和三十三年法律第七十七号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三十二条の規定による確認 ロ 法第三十三条第一項、第三項及び第五項の規定による申請書の受理等 ハ 法第三十四条第一項の規定による届出の受理 ニ 法第三十六条の規定による指示等 ホ 法第三十七条の規定による命令 ヘ 法第三十九条第二項及び第三項の規定による報告の徴収等	富谷町
---	-----

第二条の表二十の項中「石巻市」の下に「気仙沼市」を加え、同表二十一の二の項中「川崎町」の下に「利府町」を加え、同表二十三の二の項の次に次のように加える。

二十三の三 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条第一項及び第二項の規定による指定等 ロ 法第三条第三項の規定による公示（法第四条第三項において準用する場合を含む。） ニ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定 ハ 法第二十二條の規定による協力の要請等	富谷町
---	-----

第二条の表二十七の四の項中「登米市」を「仙台市 登米市」に改め、同表中二十七の五の項を二十七の六の項とし、二十七の四の項の次に次のように加える。

二十七の五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条の規定による指定 ロ 法第四条の規定による規制基準の設定 ハ 法第五条第一項及び第二項の規定による意見の聴取 ニ 法第六条の規定による公示 ホ 法第二十一条第一項の規定による協力の要請	富谷町
--	-----

第二条の表中三十の七の項を三十の八の項とし、三十の六の項を三十の七の項とし、三十の五の項を三十の六の項とし、三十の四の項の次に次のように加える。

三十の五 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条第一項及び第二項の規定による指定等 ロ 法第三条第三項の規定による公示（法第四条第三項において準用する場合を含む。） ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定 ニ 法第二十条の規定による協力の要請等	富谷町
---	-----

第二条の表三十三の項中「七ヶ浜町」の下に「富谷町」を加え、同表三十四の二の項中「栗原市」を「登米市 栗原市」に改め、同表三十四の五の項中「白石市」の下に「蔵王町」を加え、同表四十の項中「大崎市」の下に「富谷町」を加え、同表四十五の二の項中「七ヶ浜町」の下に「富谷町」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十三号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例（平成二十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項の次に次のように加える。

<p>十二の二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）以下この項において「省令」という。）に基づき申請等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六条第一項の規定による支給認定の申請</p> <p>ロ 法第十条第一項の規定による変更の申請</p> <p>ハ 省令第十三条第一項の規定による届出</p> <p>ニ 省令第二十六条の規定による再交付の申請</p> <p>ホ 省令第二十七条第三項の規定による返還</p>	仙台市
--	-----

第二条の表十五の項中「七ヶ浜町」の下に「富谷町」を加える。

附則

この条例中第二条の表十二の項の次に次のように加える改正規定は平成二十七年一月一日から、同表十五の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十四号

地域医療介護総合確保基金条例

（設置）

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の規定により作成されたものをいう。）に掲載された医療及び介護の総合的な確保に関する目標を達成するために必要な事業に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十五号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（看護学生修学資金貸付条例の一部改正）

第一条 看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ②中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十六号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 指定居宅介護支援（第四条―第十五条）

第三章 基準該当居宅介護支援（第十六条・第十七条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。  
（指定居宅介護支援事業者の指定の申請者）

第三条 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者（暴力団排除条例（平成二十二年宮城県条例第六十七号）第二条第四号ハに該当する者を除く。）とする。

第二章 指定居宅介護支援

（基本方針）

第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り

その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（従業者）

第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、規則で定める員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下単に「介護支援専門員」という。）を有しなければならない。

（管理者）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第八条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（設備及び備品等）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（秘密保持義務）

第十条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務

上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(利益收受の禁止等)

第十一条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十四条 指定居宅介護支援事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。

(委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、指定居宅介護支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第三章 基準該当居宅介護支援

(準用)

第十六条 第四条から第十四条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(委任)

第十七条 この章に定めるもののほか、基準該当居宅介護支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十七号

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例の一部を改正する条例

母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償還免除条例(昭和四十三年宮城県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。